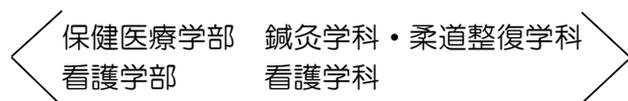


7 その他全般的事項



(1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況、今後の見通しなど
	変更等ありません。

- (注) ・ 1～6の項目により記入した事項以外で、設置認可時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- ・ 認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

<p>① 実施体制</p> <p>a 委員会の設置状況（別紙1） 大学評価委員会 FD分科会 自己点検・評価分科会</p> <p>b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む） ○大学評価委員会 第1回：平成22年4月13日（参加14名、欠席1名） 第2回：平成22年6月8日（参加14名、欠席1名） 第3回：平成22年7月13日（参加14名、欠席1名） 第4回：平成22年9月6日（参加14名、欠席1名） 第5回：平成22年10月26日（参加14名、欠席1名） 第6回：平成22年11月25日（参加10名、欠席5名） 第7回：平成23年1月27日（参加11名、欠席4名） 第8回：平成23年3月10日（参加13名、欠席2名）</p> <p>FD分科会は大学評価委員会の開催にあわせて適宜開催し、大学評価委員会に報告、提案を行っている。</p> <p>c 委員会の審議事項等 ○大学評価委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学評価委員会では、全学的なFD活動をはじめとする教育・研究力向上のための研究・研修事業及び自己点検・評価の実施について協議を行った。 ・ FD分科会では、全学での考えを踏まえつつ、学生への授業評価アンケートの実施方法、分析・評価、FD研修会の企画・実施などについて検討を行い大学評価委員会へ提案・報告を行った。 ・ 自己点検・評価分科会では認証評価実施予定機関の決定及び自己点検評価項目の設定について検討を行い大学評価委員会へ提案・報告を行った。
--

② 実施状況

a 実施内容

- ・ 学生による授業評価アンケートの実施及び分析
- ・ FD研修会の実施

b 実施方法

授業評価アンケートは授業の最終週に、前学期は配付を科目担当教員が、回収は学内5か所の回収ボックスで行い、後学期は配付・回収を科目担当教員が行った。集計は科目別集計、全学集計、学科別集計、授業種別集計を行い、分析結果については、FD分科会メンバーが担当した。

FD研修会は全教職員が参加できる日時を設定し、メールによって周知を図った。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・ 前学期授業評価アンケート
- ・ 前学期に開講したすべての授業の最終授業期間（6月、7月）に実施
- ・ 後学期授業評価アンケート
- ・ 後学期に開講したすべての授業の最終授業期間（12月、1月）に実施
- ・ 第1回FD研修会（6月29日） テーマ ・ ハラスメントのない世界へ

学内で起こり得るセクハラ、パワハラ、アカハラについて弁護士を招聘し、事例や対策、対処について学んだ。FD、SDと位置づけで全教職員を対象に実施した。参加数は57名で参加率は71.25%であった。

- ・ 第2回FD研修会（7月29日） テーマ ・ 科学研究費採択に向けて-科研費採択のコツ-

授業に研究の成果を反映させることを目的に、競争的研究資金の獲得のため採択された教員の経験談や審査員の視点について議論を交わした。FD、SDと位置づけで全教職員を対象に実施した。参加数は48名で参加率は60.0%であった。

- ・ 第3回FD研修会（11月30日） テーマ ・ 授業に役立つ情報機器活用法

授業の理解度をあげる手法として情報機器の活用に着目し、共有のドキュメントやサイトの利用について学んだ。FD、SDと位置づけで全教職員を対象に実技を実施した。参加数は41名で参加率は51.9%であった。

- ・ 第4回FD研修会（3月8日） テーマ ・ これからの医療を考える

医療の制度上の話題や医療の地域連携体制の現状などについて元厚生労働省幹部を講師としてレクチャーを受け、議論を交えた。FD、SDと位置づけで全教職員を対象に実施した。参加数は58名で参加率は69%であった。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

前学期の授業評価アンケートの集計結果のうち科目別集計については科目責任者に示し、また全学集計、学科別集計、授業種別集計については分析結果を併せ、専任教員、兼任教員、学生に対し1月に公表を行った。後学期については、科目別集計を科目責任者に示し、現在分析を行っているところである。前学期の科目責任者は担当科目の集計結果と全学集計結果を比較し、学生の全体の傾向を知るとともに、シラバスの立て方や視覚資料の準備など後学期の授業に工夫がみられた。授業中の私語に対して学科の専任教員が巡回を実施するなどアンケートを踏まえ対応している。また授業満足度を高められるよう、学生アドバイザーからの働きかけの強化を行った。

(注) ・ 設置認可時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

(別紙2のとおり)

② 自己点検・評価報告書

a 公表(予定)時期

- ・ 認証評価の実施を踏まえ、日本高等教育評価機構の評価基準を準用し自己点検・評価を実施している。開設1年では実績がいまだ不十分であることを踏まえて学内公表を行い、さらに今年度も引き続き現状把握を行い、開設2年の実績で編集をすすめることとし、今年度中に公表を行う。

b 公表方法

- ・ 「東京有明医療大学自己点検報告書」を作成し、大学ホームページ上に公開予定

③ 認証評価を受ける計画

- ・ 開設後7年度となる平成27年度を目途として「大学認証評価」を受けるべく、日本高等教育評価機構を認証評価機関予定としている。

(注) ・ 設置認可時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報提供に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (有 ・ 無)
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成23年 10 月 31 日)
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク
(承諾する ・ 承諾しない)
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス
(<http://www.tau.ac.jp/>)

(注) ・ 「c」において「承諾する」場合、文部科学省のホームページにてリンク先を掲載しますので、大学等のトップページではなく直接リンクする先を「d」に記入してください。
なお、「d」のリンク先のアドレスが未定の場合は、決まり次第、文部科学省高等教育局大学設置室あてに、メールにてご報告ください。

※大学設置室メールアドレス : d-secchi@mext.go.jp

件名は「【調査係あて】AC報告書等HPリンク先(〇〇大学)」としてください。

東京有明医療大学評価委員会規則

(設置)

第1条 東京有明医療大学に、大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 各学科から選出された教員 各2人
- (5) 事務局長

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を行う。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究等の状況に係る自己点検・評価に関する事項
- (2) 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項
- (3) 教育研究等の状況に係る公表に関する事項
- (4) その他評価等に関する事項

(分科会)

第5条 委員会に、前条に定める事項を分担するための、分科会を置く。

(分科会の組織)

第6条 分科会は、第4条に定める事項別に委員長が指名した委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。

- 2 分科会に、主査を置く。
- 3 主査は、分科会委員の互選により選出し、分科会を招集し、その議長となる。

(任期)

第7条 委員会(学科選出教員)及び分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、留任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第8条 委員会及び分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第9条 主査は、審議の結果について、速やかに委員長に報告しなければならない。

(教職員の出席)

第10条 委員長及び主査は、必要に応じ関係の教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 委員会及び分科会の事務は、学務部教務課で処理する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

大学全体

本学においては、保健医療学部鍼灸学科・柔道整復学科及び看護学部看護学科の設置の趣旨・目的にそって作成された教育課程に基づく4年間の時間割に従い、1年次、2年次とも順調に大学運営を推進している。

恒常的かつ自主的な学習の場として図書館及び学生自習室の他に教室を終日開放し、1年次生は共通基礎科目等や基礎専門科目に対し、また2年次生は科目のほとんどを構成する専門科目に対して予習・復習の場として活発な利用を促している。

また学生アドバイザー制度も2年度目に入り、前年度の学生アドバイザー利用状況を勘案し、担当学生の割り振りを行うなど1年次生、2年次生とも事務局教務課と連携し授業出席状況など現状の把握ができるよう5～7人に1人の教員が担当するよう体制を整えている。

各学部学科については以下のとおりである。

保健医療学部 鍼灸学科

鍼灸学科の設置の趣旨・目的に沿って作成した教育課程に基づき、1年次の授業を行った。専門科目の授業は少人数のクラスを対象として実施している。特に実習科目では、1クラスに2人の教員を配置し、きめ細かな指導を行った。

学生の指導については、学生アドバイザーを中心として、入学直後に生じやすい学習上の不安や悩み、心身の不調、交友関係のトラブルなどの問題に対して、適切な対処と支援を行うことに努めた。また、講義や実習科目の学生の出席状況の把握に努め、各教員から情報を得て、学生にフィードバックした。さらに、父兄と任意参加型の個人面談を行い、大学と家庭の双方から学生を支援していく体制を築くよう努めた。

学科内のFDでは、「鍼灸の安全性教育」や「理学所見の取り方」などについての研修を行い、授業を行うに際しての共通理解を深めるとともに、教員の資質の向上に努めた。

また、AO及び推薦入試で入学予定の学生に対して、入学前教育を行った。内容は『体験授業(2回)』、『課題図書読書感想文の提出』及び『経穴に関する課題を与えレポートを提出』を実施し、入学までの学習意欲の維持とスムーズな大学教育の導入を図った。

学科内の研究体制については、設置の目的とした「鍼灸の臨床的効果とその機序の解明」が学内の特別研究費によりその一部がスタートした。

保健医療学部 柔道整復学科

4年制大学として「研究的思考法と倫理観を身につけた柔道整復師の養成」、「柔道整復の学問的確立」を目指し、以下の取り組みについて成果があった。

- ① 学生アドバイザー制度として教員1人に学生5～6人の割り当てを行い、相談にあたった。
- ② 1年間、個々の学生への対応の経験を分析し、1年次の成績や体力・気力・希望などを考慮し、2年次は卒業までの学習目標をデザインさせ、これをアドバイザーがサポートしていくという学科のスタンスを組み立てた。これは、オプションとしてのAT(アスレティックトレーナーコース)を無理なく受講できるように導く上で有効であった。

- ③ 4年生のゼミ選択のために、2年生の最終段階で双方向にオーディションすることとした。3年次においては、ゼミ希望学生の担当教員がアドバイザーとなる予定である。
- ④ 研究や教育に用いるIT関係の機器は、学科内研究会で発表してきた経験から、全員が共有できることが確認された。
- ⑤ GPA(Grade Point Average)を導入し、その結果を基に個々の学生を個別に指導した。その結果、今のところ、授業出席率が向上してきた。
- ⑥ 学外実習予定施設は、倫理的・学問的に選出するように徹底してきた。

看護学部 看護学科

看護学科では、人々の健康福祉問題に深く関与していく専門職として、科学的知識と高度な専門的技術を身につけ、時代の要請に対的確に判断ができる人材を育成し、看護界のリーダーとしての素質を磨き、社会に貢献できることをめざし、少子高齢社会の到来という時代にあって、人類の歴史上、かつて体験したことのない健康福祉にかかわる人々の多様な問題に対して、専門職としての判断と技術が駆使できるよう、必要な学問的体系をもって教育訓練することを、建学の理念・目的としている。

本年4月には22年度生60人を迎えて、2年度目を順調にスタートさせている。

予定教員9人が着任し、新たな看護系専門科目の開講、9月に実施される「導入基礎実習」と「基礎看護学実習」に向けての指導要項作りが着手された。教員全員に「学生アドバイザー」制度を適応させ、1年次生、2年次生ともに一人の教員が6~7人の学生を担当・指導することにし、オフィス・アワーの提示とともに、すでに指導・面接が開始されている。この制度は今後さらに充実させ、一人ひとりの学生の学習の質の向上を目指す。

看護専門科目の授業展開においては、担当教員間での打ち合わせを十分にしつつ、パソコンをフル活用しての視覚教材の導入が実施され、学生の予習・復習に役立たせている。さらに学校行事もつつがなく進行・実施されている。21年度秋に開催された大学祭では、大学が一つにまとまり、各学生の能力・資質が十分に開花された。今年度は5月に「看護の日」にちなんだイベントを、学生主体で実施予定である。

また実習施設との連携を密にすべく、21年度から実習指導者、各病棟の師長、さらに病院看護部管理者との打ち合わせ会をスタートさせた。今年度は6月に第1回目の実習指導者連絡会が予定されており、9月に実施される「導入基礎実習」と「基礎看護学実習」のあり方を検討し、相互に共有すべき事項を確認するよう臨んでいる。

加えて、21年度には看護学科独自の海外の専門家による研修会を数回開催した。この企画は今後とも継続の予定で、教員の教育力アップと国際交流を目指した企画は順調に進められている。

今後は学年の進行に合わせて、計画に基づいて教育課程の運営を着実に行うとともに、一層の教育効果の向上を目指して、教育方法の工夫に努めたい。